

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◆告示 土地改良事業計画の縦覧
土地改良区定款変更認可

土地改良区設立認可
火災復興土地区画整理設計書の縦覧
大字の廃止及び町の設置

告示

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、八頭郡河原町北村北村喜好外十四人の者から河原町北村土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な

審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - （一）土地改良事業計画書の写
 - （二）定款の写
- 二 縦覧の期間

昭和三十一年八月十五日から同年九月四日まで

- 三 縦覧の場所 八頭郡河原町役場
- 四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第一項の規定により、岩美郡福部村から村の行方

土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- 土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間

昭和三十一年八月十五日から同年九月四日まで

- 三 縦覧の場所 岩美郡福部村役場
- 四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大国村第一土地改良区の定款変更

について、昭和三十一年八月九日認可した。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、七ヶ堰土地改良区の定款変更について、昭和三十一年八月九日認可した。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十三号

倉吉市三明寺山口芳治外十八人の者から申請のあつた上灘土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月九日認可した。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十四号

昭和三十一年七月三日鳥取県告示第二百七十三号で公示した、鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理設計書を次のように変更し、昭和三十一年八月十七日から昭和三十一年八月二十七日まで鳥取市東町鳥取県土木部道路課分室（旧鳥取火災復興事務所）に備えて毎日八時三十分から十七時まで土地所有者及び関係人の縦覧に供する。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理変更設計書

- 一 整理施行地の現況

- (イ) 地 勢

昭和二十七年四月十七日の火災を受けた平坦市街地の大部分であつて、中央部を南北に袋川が貫通しており市街地の北西方は久松山麓の緩傾斜面である。

- (ロ) 交 通

交通機関としては国鉄山陰線鳥取駅及び同駅を中心として鳥取駅賀露線、鳥取駅倉吉市線、鳥取駅浜坂線、鳥取駅中河原線、鳥取駅若椋線、鳥取駅智頭町線、鳥取駅松上線、鳥取駅網代線、鳥取駅岩井線、鳥取駅高露村線、鳥取駅長谷行線、鳥取駅西郷線、鳥取駅岡山線、鳥取駅姫路線、鳥取駅吉岡村線のバス路線がある。

主要道路としては一級国道第二九号線、県道鳥取停車場線、鳥取広島線、鳥取岡山線、浜坂鳥取停車場線、鳥取賀露線、中ノ郷鳥取停車場線がある。

- (ニ) 用途一部農耕地を含んでいるが、概して市街地地である。

尚久松山麓の緩傾斜面は日本海を遙かに望む墓地造成の適地である。

- 二 工事施行の目的

火災の復興に当つて都市再建に遺憾のないようにしようとするものである。

- 三 工事、その他の事業の計画説明

合 計	五三、六八、四・二五	五三、六八、四・二五	一五、六五、〇五	一四、一四、五五	七、六五、四	四、五三三	四	三、一七九
測 量 増	二七、四八、三	四、六六九			二七、四八、三			
総 計	五三、六八、四・二五	五三、六八、四・二五	一五、六五、〇五	一四、一四、五五	七、六五、四	四、五三三	四	三、一七九

六 整理施行によつて得るべき利益

現在殆んど市街地であるが、整理施行後は街路の整備、区画割の適当な宅地となるので、土地所有者の利益は土地の減歩を負担してもなお利益があり、且つ、交通、衛生、防火等についての公共的利益は甚大である。

七 整理施行地及びこれに隣接する土地水面の現形図

別紙図面表示のとおり(省略)

別紙図面表示のとおり(省略)

九 工事着手及び完了の予定時期
着手 設計認可後直ちに着手する
完了 昭和三十二年三月末日

十 工事費その他一切の費用の予算
一金 五三六、一七七、九九一円 総事業費

内 訳

八 整理予定図

一 鳥取市火災復興事業費年度制

費 目	総 事 業 費	昭 和 二 十 七 年 度	昭 和 二 十 八 年 度	昭 和 二 十 九 年 度	昭 和 三 十 年 度	昭 和 三 十 一 年 度
鳥取市火災復興事業費	五三、一七九、九二一円	一七、七三、九二一円	一六、七三、〇〇〇円	一七、七三、〇〇〇円	五、六五、〇〇〇円	五、三六、〇〇〇円
区画整理事業費	五三、一七九、九二一円	一七、七三、九二一円	一六、七三、〇〇〇円	一七、七三、〇〇〇円	五、六五、〇〇〇円	五、三六、〇〇〇円

二 鳥取市火災復興事業費内訳

区 分	事 業 量	事 業 費	摘 要
区画整理事業費			
測量費	五六四、四五〇坪	三三、〇〇〇円	
換地清算費	五六四、四五〇坪	一〇、〇〇〇円	
整地費	七五、五一二、四坪	三、二九、〇三三	
移転補償費	一、九四九件	一〇、五三六、四八	
家屋移転費	一、九四九件	五〇、〇〇〇	
電柱	一七九本	三、〇三三、七五	
墓地	七、四三四基	三、三三九、八四八	
地下埋設物移転費	二八、六六七、五米	二、〇〇〇、〇〇〇	
街 路			
幹線街路築造費	(一、一〇、五一五、七〇米	二、〇〇〇、〇〇〇	
補助街路築造費	(四、八二一、九〇米	九、九四九、八〇	
橋 梁 築造費	彌生橋外七橋	六、八二六、七〇	
河川水路費	六、二二六、四米	四、〇五三、七	
公共空地費	九、三六七、七坪	五、三三三、九七三	
墓地造成費	五、四八九、七坪	五、二五八、九二	
防火施設整備費	四〇屯 一〇ヶ所	三、四八、一五三	

鳥取県告示第三百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十六条第一項の規定により、昭和三十一年七月十日から、米子市において次のとおり従前の春日村の区域内の大字の区域を廃止し、その区域に町の区域を画した旨、米子市長より届出があつた。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

大字名 変更後の町名

大字一部	一部
大字上新印	上新印
大字赤井手	赤井手
大字下新印	下新印
大字古豊千	古豊千
大字高島	高島
大字水浜	水浜

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取印所
刷所 鳥取県鳥取市東町取印所